

高津区役所契約指名業者等選定委員会要綱

平成14年12月27日

14川高総第739号

(趣 旨)

第1条 高津区役所が所管する委託・賃貸借・物品調達等の契約に係る次の各号に掲げる事項について審議し、契約の適正を期するため、高津区役所契約指名業者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

- (1) 契約方法、指名業者の選定
- (2) 賃貸借契約及び物品調達契約に係る機種の選定
- (3) その他必要な事項

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託契約 歳出予算科目の「12節 委託料」に係る契約をいう。
- (2) 賃貸借契約 歳出予算科目の「13節 使用料及び賃借料」に係る契約をいう。
- (3) 物品調達契約 歳出予算科目の「17節 備品購入費」に係る契約をいう。

(組 織)

第3条 選定委員会の委員は、部長級職員及び総務課長をもって充てる。

- 2 委員長は区長とし、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、副区長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 選定委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

- 2 会議は、委員の過半数をもって成立とする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。ただし、やむを得ない事情により会議を招集できないときは、各委員の意見を徴することにより、会議に代えることができる。

(関係職員の出席)

第5条 所管課長は、契約内容等の説明のために委員会に出席するものとする。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(指名基準)

第6条 委員会は、指名業者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 当該契約実績
- (2) 当該契約施行についての適性
- (3) 信用状態

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、総務課において処理する。

(手続)

第8条 所管課長は、当該契約を締結しようとするときは、第4条第1項に規定する選定委員会の開催される1週間前までに、委員会開催依頼書(第1号及び第2号様式)に係る書類を添えて、委員長あて提出するものとする。

2 委員長は、選定委員会開催後、その結果を選定通知書(第3号及び第4号様式)により所管課長あて通知するものとする。

(プロポーザル手続)

第9条 委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、提案書に基づく審査により業者を特定する場合のプロポーザル手続に関する規定は別途定める。

(適用除外)

第10条 次の各号に掲げる各種契約については、本要綱による審議の対象外とする。ただし、委員長が特に認める場合は委員会の審議対象とする。

(1) 委託契約予定金額 100万円以下で随意契約が可能であるもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、川崎市契約規則第24条の2第6号に定めるもの。)

(2) 貸借契約予定金額 80万円以下で随意契約が可能であるもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、川崎市契約規則第24条の2第3号に定めるもの)

(3) 物品調達契約予定金額 100万円以下で随意契約が可能であるもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、川崎市契約規則第24条の2第2号に定めるもののうち、高津区役所総務課の事務取扱により随意契約を行っているもの)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年12月27日から施行する。

(高津区役所委託契約指名選定委員会要綱の廃止)

高津区役所委託契約指名選定委員会要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

要綱の改正は、平成15年3月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

要綱の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

要綱の改正は、平成17年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

要綱の改正は、平成18年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

要綱の改正は、平成19年4月16日から施行する。

附 則 (20川高総第28号)

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (20川高総第591号)

(施行期日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (20川高総第955号)

(施行期日)

この要綱は、平成21年2月26日から施行し、平成21年2月25日から適用する。

附 則 (21川高総第1348号)

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (23川高総第863号)

(施行期日)

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則 (29川高総第889号)

(施行期日)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (31川高総第1528号)

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。